

部落差別の実態が争われ 審理されていく

鳥取ループ・示現舎に対する裁判闘争

中井雅人

弁護士

1 裁判の経緯

示現舎しげんしゃという出版社が、全国の被差別部落の地域を掲載した『復刻 全国部落調査 部落地名総鑑の原典』（以下、『全国部落調査』）と題した書籍を出版しようとしていました（二〇一六年四月一日出版予定）。『全国部落調査』は、財団法人中央融和事業協会が一九三五年に調査し、翌一九三六年に刊行された内部の調査報告書で、全国の部落所在地、部落名、戸数、人口、職業、生活程度などが記載されています。一九七〇年代に問題になった『部落地名総鑑』

の原典とも言われているものです。

また、「鳥取ループ」と名乗る示現舎代表者は、ウェブサイトで、『全国部落調査』の電子データの公開、「同和地区Wiki」というウェブサイト内の「部落解放同盟関係人物一覧」（以下「人物一覧」と題したページで、部落解放同盟関係者の名前、住所、電話番号などの公開を行っていました）。

二〇一六年二月、部落解放同盟中央本部が『全国部落調査』の復刻版を同年四月一日に出版するという計画を察知しました（示現舎ウェブサイトの二月八日付記事で出版予告）。同年三月八日、中央本部の西

鳥藤彦書記長、大西聡事務局長が「鳥取ループ」を名乗る示現舎代表者との間で面談をしました。西島書記長からの「同和地区Wiki」などの閉鎖要請に対し、「鳥取ループ」は「そのような約束はできないし、仮にここで約束をしたとしても必ず破る」と述べました（示現舎ウェブサイトの三月九日付記事参照）。これを受けて、「鳥取ループ」らによる自主的な出版の取りやめおよびウェブサイトの削除は期待できないため法的処分が不可欠だと判断し、出版差止めおよびウェブサイトの削除等の仮処分を申し立てることになりました。仮処分とは、通常の訴訟をしては判決まで時間がかかり、判決までの間に権利者が著しい不利益を受けることがあるので、このような不利益を避けるために、裁判所が通常裁判よりも迅速に、暫定的な「仮」の処分をするものです。

二〇一六年三月二二日、「人物一覧」に名前などを掲載された被差別部落出身者五名と部落解放同盟が申立人となり、横浜地方裁判所本庁に対し、『全

国部落調査』復刻版出版差止めおよびウェブサイトの削除等を求める仮処分申立を行いました。申し立て後、迅速な判断を得るべく、争点簡素化のためにウェブサイト関係の申立を取り下げ、出版差止めに申立を集約しました。同月二八日、「鳥取ループ」を名乗る示現舎代表者出席のもと審尋期日しんじんがあり、同日、申立の趣旨どおり出版等差止めを認める仮処分決定が出ました。続いて、同年四月四日、同じく部落解放同盟らが申立人となり、横浜地方裁判所相模原支部に対し、ウェブサイトの削除やその他一切の方法での公表禁止を求めて仮処分申立を行いました。同月一八日、出版社代表者出席のもと審尋期日があり、同日、申立の趣旨どおりウェブサイトの削除やその他一切の方法での公表禁止を認める仮処分決定が出ました。

翌一九日、「人物一覧」に名前などを掲載された被差別部落出身者のうち二一一名と部落解放同盟は、名誉権、プライバシー権、業務遂行権（憲法一三条）および差別されない権利（憲法一四条）にもと

づき、『全国部落調査』の出版等差止め、ウェブサイトの削除・公表禁止を求めるとともに、不法行為責任（民法七〇九条・七一九条）、業務執行社員の責任（会社法五九七条）にもとづく損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。同年六月一日には、「人物一覧」に名前などを掲載された被差別部落出身者のうち三三名が原告となり、上記と同様の請求で追加提訴しました。本稿執筆時点で原告は、部落解放同盟を含め二四五名となりました。

2 法的主張の前提となる 「部落差別」の実態

仮処分申立書および訴状では、法的主張の前提として、いわゆる同和問題の歴史的経緯、深刻な部落差別が現在も残っていることを主張しています。後者について具体的には、職安法五条の四は就職希望者が被差別部落出身者かどうか調査するという部落差別事件を契機に立法され、この立法後も被差別部落出身者の差別につながる職安法五条の四に違反す

る事例が報告されていること（藤本忠義「企業・行政・法務局の今を問う」『部落解放』解放出版社、二〇一五年六月号、七一〇号を証拠として提出）、結婚差別を目的とした戸籍謄本等不正取得事件が多発していることなどを主張しています。

また、一九七五年に発覚したいわゆる部落地名総鑑事件についても、友永健三『いま、改めて「部落地名総鑑」差別事件を問う』解放出版社、二〇〇六年や、部落解放同盟中央本部編『終わってはいない「部落地名総鑑」事件』解放出版社、一九九五年などを証拠として提出し、事件の概要や本件との関係を主張しています。いわゆる部落地名総鑑事件では、たとえば行政も（十分なものかどうかは別に）さまざまに対応を迅速に行いました。つまり、『部落地名総鑑』は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会のなかで共有されるようになっていたのだと主張しています。

そのうえで、『部落地名総鑑』が部落差別に利用されてきた歴史、現在も残る深刻な部落差別の状況を合わせ考えれば、現在でも『部落地名総鑑』が部落差別を助長、固定化するのに利用されるのは明らかであり、『部落地名総鑑』と内容においても利用価値においても共通する『全国部落調査』の出版やウェブサイトなどでの公開は絶対に許されないのだと主張しています。

今後もし訴訟のなかで、現在も残る深刻な部落差別の例をさらに示すなどし、被告らによる『全国部落調査』などの復刻出版やウェブサイトで公開が、いかに部落差別を助長、固定化していく行為であるかを主張していく予定です。

3 法的主張の内容

冒頭で述べました原告らが主張する権利侵害について簡潔に説明します。

① プライバシー権の侵害について

プライバシー権は、いくつかの説明のされ方があ

りますが、ここでは簡潔に「他人に知られたくない個人情報」を公開されない権利だと説明しておきます。「人物一覧」では、原告部落解放同盟の役員のみならず、被告らにおいて一方的に原告部落解放同盟と関連があると断じている関係者についてまでも、その住所や電話番号・団体における役職などとされる情報を一覧形式で記載したものです。原告らをはじめとする「人物一覧」に記載された人物はいずれも、みずからの住所などについて被告らにインターネット上に公開されることを望んでいないことは明白です。したがって、「人物一覧」がプライバシー権を侵害するのは明白です。

これに対し、『全国部落調査』には、原告らの個人名や住居表示などはありません。しかし、原告らの住所などを知っている人からすれば、『全国部落調査』を見れば原告らが被差別部落出身者だと判明します。被差別部落出身者だとインターネット上で表示されることは、部落差別という重大な社会的差別の原因になる情報をインターネット上で公開され

ることを意味するわけですから、深刻な部落差別が現在も残っていることを考慮すると、公開を欲しない情報を公開されているといえ、プライバシー権が侵害されているといえます。また、原告らの住所などを知らなかったとしても、「人物一覧」の情報を合わせれば、「人物一覧」に記載された特定人がこの差別部落出身者なのかが判明します。したがって、『全国部落調査』がプライバシー権を侵害するのは明らかです。

② 名誉権の侵害について

名誉権侵害というのは、人の社会的評価を低下させることをいいます。被差別部落出身者であるというのは、その生地によって決まるだけのことであり、本来的には社会的評価とは無関係であることはいうまでもないことです。

しかし、深刻な部落差別が現在も残っていることからすると、「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価がある程度流布しているといえます。前述のように「人物一覧」と『全国

部落調査』の情報を合わせれば、原告らが被差別部落出身者であることが判明します。そうすると、「人物一覧」および『全国部落調査』は、原告らの社会的評価を低下させるものであり、名誉権を侵害するといえます。

③ 差別されない権利の侵害

憲法一四条一項では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。日本の裁判では、差別の問題が、「平等」か「不平等」かという視点から検討されるのが主流でした。区別目的の正当性と区別の合理性から「平等」か「不平等」かが検討されてきました。しかし、こうした「平等」かどうかという視点だけでは、差別の助長や差別の固定化をしてはならないという視点が欠落してしまっています。

そこで、近時これに加えて、「差別されない権利」という考え方が有力になってきています。個々人

が、差別的意図にもとづく行為や、差別を助長・固定化する行為をされない権利を有しているという考え方です。憲法一四条一項には「差別されない」と規定されているのですから、当たり前のことのようにも思えますが、前述のような単なる「平等」「不平等」の問題とは異なります。

「人物一覧」および『全国部落調査』は、被差別部落を特定し、あるいはある個人が被差別部落出身者であることを示す内容であり、部落差別がなお厳然と残っている現状においては、そのような事実が摘示されることは、摘示された当該個人に身体的・精神的害悪を与え、その人間としての尊厳を侵害するだけでなく、差別を助長し、差別の固定化に寄与することになります。

したがって、「人物一覧」および『全国部落調査』は、原告の「社会的身分又は門地」によって差別されない権利を侵害するといえます。

④原告部落解放同盟の「業務」を円滑に行う権利の侵害について

『全国部落調査』の公開により、部落解放同盟が『部落地名総鑑』について各方面にさまざまな働きかけを行ってきたことをはじめとして、これまで積み上げてきた差別の解消をめざす取り組みが、水泡すいぼうに帰し、活動に支障が生じるなどの主張をしています。この点について、被告「鳥取ループ」と滋賀県が情報開示請求について争った最高裁二〇一四年一月五日判決では、人権意識の向上や差別行為の根絶を目的として種々の取り組みを行っている滋賀県の人権啓発事業の適切な遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断していることを考慮せよと主張しています。

4 現行法の問題点

本件の特徴としてインターネットによる公開ということがあげられます。インターネットは、短時間に多くの情報を世界中の人びとに対して発信することができます。匿名とくめいでの発信をすることもできます。本件では、東京法務局が「鳥取ループ」に対

し、『全国部落調査』などの公開をやめるよう「説示」をしています。これに強制力はありません。本件のような事態に対し、法的に対処するには先に説明してきた民事裁判をするしかありません。

しかし、短時間で多くの人に広がっていく情報に対して、ましてや匿名の発信もある場合に、民事裁判のみで対処するのは不十分です（現行法のみでは不十分です）。情報の完全な削除には、長い時間と相当の費用がかかってしまうからです。まさに本事件を具体例として想定した被差別部落所在地情報の収集や公開を一定の要件の下で制約するような法律や、部落差別解消のための基本法や、「差別禁止法」の制定が必要だと思えます。

5 本件訴訟の意義と今後

冒頭で述べたように、本件二回の仮処分決定は、相当迅速になされたものでした。弁護団は、法的主張の前提として、現在も残る深刻な部落差別の現状や『全国部落調査』出版・公開の問題点を丁寧に主

張しました。裁判所もこうした問題の深刻さを受け止め迅速な認容決定をしたのだと思います。

相手方は、仮処分時の答弁書やツイッターなどで自己の行為を「表現」の自由を持ち出して正当化しようとしています。が、「表現」だからといって何でも保護されるわけではありません。プライバシー権を侵害する「表現」、名誉権を侵害する「表現」、「差別されない権利」を侵害する「表現」は憲法上保護されません。レイシズムにもとづくヘイトスピーチの問題と同様、当事者にとって凶器となる「表現」を憲法二一条の「表現」として保護するべきではありません。

本訴についてはまだ始まったばかりです。今後は原告らが主張する権利侵害が認められるかどうか、その前提となる深刻な部落差別の実態などが争われ審理されていくと思われます。今後も本訴訟の動向に注目してください。

なかい まさひと

『全国部落調査』復刻出版事件 弁護団

（河村健夫、山本志都、指宿昭一、中井雅人）